

制度見直しの趣旨

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者の能力・経験等に応じた適切な処遇改善につなげることを目的としており、助成金により普及促進に取り組んできた。

CCUSの技能者登録数は全国の建設技能者の半数を超え、普及が一定程度進んだことから、CCUSのレベルに応じた処遇改善を進めるため、次の段階として中小建設事業主を対象に、CCUSを活用した雇用管理改善の取組に対する支援を行う。

一方、未登録の技能者も一定数存在するため、技能者登録料等の手数料の支援については令和7年度に限り実施する。

CCUS等普及促進コース(R4～R6)

建設労働者の入職促進及び処遇改善を図るため、CCUSや建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度の普及促進事業を行う建設事業主団体を支援する。

- ア. CCUS等登録促進事業
- イ. CCUS等登録手続支援事業
- ウ. 就業履歴蓄積促進事業

① 助成対象者

建設事業主団体

② 対象事業

- ア. 中小構成員等に技能者登録料等を助成する取組
- イ. 中小構成員等の手続きを支援する取組
- ウ. 中小構成員等におけるカードリーダー等の導入を促進する取組

③ 支給額

対象経費の2/3（中小以外の場合は1/2）

<支給上限額>

- 一事業年度あたり、全国団体：3,000万円
- 都道府県団体：2,000万円
- 地域団体：1,000万円

CCUS等活用促進コース(R7～)

雇用管理改善促進事業

技能者の能力・経験に応じた適切な処遇を目的として、中小建設事業主が実施するCCUSを活用した雇用管理改善の取組を支援する。

① 助成対象者

中小建設事業主

※ 雇用管理改善を進める必要がある中小建設事業主に支援を重点化。

② 支給要件

- ア. 雇用する技能者全ての技能者登録が完了していること
- イ. レベル判定で昇格判定を受けた技能者の賃金を5%以上増加させていること（賃金改定の前後1年間で比較）

③ 支給額

レベル判定で昇格判定を受け、賃金を5%以上増加させた技能者の数×16万円

<支給上限> 一事業年度あたり、160万円（16万円×10人）

※ 各技能者について一つの昇格判定につき1回申請可。

普及促進事業 ※令和7年度限り

CCUS等普及促進コースのうち、「CCUS等登録促進事業」を継続したもの。

建設事業主団体が中小構成員等に対し、技能者登録料、レベル判定手数料等の全部または一部を補助する事業を支援する。

なお、①助成対象者、②対象事業、③支給額は従前と同様。